

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
1月13日
(火曜日)

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
山口県済生会山口総合病院	山口市緑町二番一一号	山口市緑町二番一一号	山口市緑町二番一一号	山口市緑町二番一一号	令和一一、一、三一
山口赤十字病院	八幡馬場五三の一	八幡馬場五三の一	八幡馬場五三の一	八幡馬場五三の一	ク
山口水生会柴田病院	大内矢田北五丁目一一番二一	大内矢田北五丁目一一番二一	大内矢田北五丁目一一番二一	大内矢田北五丁目一一番二一	ク
山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	小郡下郷八六二の三	小郡下郷八六二の三	小郡下郷八六二の三	小郡下郷八六二の三	ク
林病院	七五一の四	七五一の四	七五一の四	七五一の四	ク

○ 雜報
救急病院の認定（医療政策課）
県報の正誤（令和七年十二月二十三日山口県報の目次）

目次

卷之三

正誤
令和七年十二月二十三日山口県報の目次

<p>下関都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課)</p>	<p>誤</p>
<p>下関都市計画道路の変更 (都市計画課)</p>	<p>正</p>

医療法人社団向陽会	阿知須四二四一の四
医療法人神徳会三田尻	ク
医療法人社団松友会まつもと整形救急外科病院	ク
医療法人康淳会緑町三祐病院	ク
医療法人博愛会山口博	ク
防府市お茶屋町二番二七号	ク
天神二丁目一番四四号	ク
緑町一丁目五番二九号	ク
お茶屋町二番一二号	ク

A 4x5 grid of 20 small, identical, light-colored squares arranged in four rows and five columns. The squares are evenly spaced and have a thin black border.

令和八年
年一月
月十三日
日發印
行刷

發行
行人所

山山
口口
縣縣
知事
事府